

## 保険業法の一部を改正する法律案要綱

保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を的確に行うため、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限を延長することとする。

### 一 政府補助の特例措置の延長

生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の措置を令和9年3月31日まで延長することとする。

(保険業法附則第1条の2の14第1項関係)

### 二 その他

#### 1. 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。 (附則第1項)

#### 2. 検討

政府は、この法律の施行後5年を目途として、生命保険契約者保護機構の財務の状況、保険会社の経営の健全性の状況、保険業を取り巻く経済社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の保険業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第2項)